

中華民國(臺灣)提出： 東海和平倡議

本摺頁之英文部分曾於民國101年10月10日，以全版廣告方式，刊出於美國四大報：紐約時報(第A7頁)、華爾街日報(第A14頁)、華盛頓郵報(第A5頁)、與洛杉磯時報(第A7頁)。



中華民國(台灣)が、
東シナ海和平イニシア
チブを提唱する。

このパンフレットの英語版は2012年10月10日に意見広告としてアメリカのニューヨーク、タイムズ(A7頁)、ウォール、ストリート、ジャーナル(A14頁)、ワシントン、ポスト(A5頁)、ロサンゼルス、タイムズ(A7頁)など4紙に掲載された。

中華民國(臺灣)提出：東海和平倡議

一項重大領土爭端正在東海醞釀中。

中華民國身為聯合國的創始國之一，有責任依據聯合國憲章所訂原則和平解決這項爭端。我們承諾和平解決，因為這項爭端的核心，正是臺灣的附屬島嶼。

這些島嶼的名稱是釣魚臺列嶼，中文意義是「釣魚的平臺」。我們認為這些島嶼不僅是釣魚的平臺，也是締造和平的平臺。

2012年9月26日，日本首相野田佳彥在聯合國發表的演說中，對全世界宣稱「並無爭端存在」，此舉實在令人遺憾，因為世界其他國家都認為，這是一項可能對區域和平與經濟繁榮產生嚴重後果的爭端，除非有關各方都承認爭端確實存在，否則將不可能獲得解決。

野田首相也曾呼籲「強化法律原則」來解決領土爭端，但他拒絕了我們提出將爭端提交國際法院審判的建議。他又補充說道，「任何要以武力或威脅實現領土主張的作法，都不符合聯合國憲章精神」，但他卻一直迴避日本是趁著中日甲午戰爭(1894年8月至1895年4月)的機會，在1895年1月14日兼併釣魚臺列嶼這個事實。

中華民國珍視過去六十餘年與日本的密切關係。但是，因為最近爆發的事端是日本主動挑起的，我們呼籲日本政府採取負責步驟，承認有爭端存在，並且加以解決。

現在，東シナ海で重大な領土争議が醸されている。

国連創始国の一国である中華民国(台湾)は、自国が国連憲章の原則に則り争議を平和的に解決する義務があることを確信し、この争議の核心が台湾の付属島嶼に関することから、和平的解決を確約する。

その島嶼は釣魚台列嶼であり、中国語では“魚を釣る台”を意味する。我が方はただ単に魚を釣る台だけではなく、また且つ和平をもたらすプラットフォームを築き上げる場所だと見なしている。

日本の野田佳彦総理が2012年9月26日、国連総会での演説で、“争議は存在しない”と世界に対して宣言した。このような認識は大変遺憾なことで、日本以外の世界各国が地域平和と経済繁栄に重大な結果をもたらす可能性のある争議の存在を認めているからである。若し、関連のある各々が争議の事実存在していることを認めなければ、その解決は覚束ないのである。

野田総理はまた、“更に強力な法の支配”により領土争議を解決するのを呼びかけたが、我が方の国際司法裁判所に争議を持ち込む提議を拒絶した。その上、野田首相は、“一国が武力または恫喝でその主張を実現させる如何なる試みは国連憲章の精神に悖る”と指摘したにもかかわらず、野田総理は日本が1895年1月14日、日清戦争(1894年8月~1895年4月)の際に乗じて、釣魚台列嶼を併合した事実を回避している。

中華民國は日本と過去60年来の友好関係を大切にしているが、最近の緊張激化は日本が引き起こしたのであるから、我が方は、日本政府に責任ある手段を講じ、争議の存在を認め、解決するよう呼び掛けた。

我們仔細檢視了日本對釣魚臺列嶼的各項主權主張，我們無法同意。綜合我們的立場，特提出十點主張。我們相信，釐清事實，並讓事實呈現真相，是極為重要的。

我們的主權主張

1. 釣魚臺列嶼是中國明朝（西元1368-1644年）首先發現、命名及使用

- 早在第15世紀，中國人即發現這些島嶼，並且命名為釣魚臺、黃尾嶼、赤尾嶼，顯示這些列嶼周邊海域的魚源豐富，後來臺灣漁民經常來此捕魚。
- 中國人使用這些島嶼作為航行到琉球國（今名沖繩）的航路指標。
- 這些島嶼被納入中國明朝的海防體系。

2. 釣魚臺列嶼隨同臺灣成為中國清朝領土

- 中國清朝派往琉球的冊封使所撰寫的《使琉球錄》中，記載該列嶼位於「中外之界」界限之內。
- 臺灣志書多次記載「釣魚臺可泊大船十餘（艘）」，並列入臺灣府的噶瑪蘭廳（今宜蘭縣）管轄。例如乾隆12年（1747年）范咸的《重修臺灣府志》、乾隆29年（1764年）余文儀的《續修臺灣府志》、咸豐2年（1852年）陳淑均的《噶瑪蘭廳志》及同治11年（1872年）周懋琦的《全臺圖說》。
- 上述官方紀錄顯示：中國清朝長期而且持續將這些島嶼視為臺灣的一部分，實施有效管理。

我が方は日本の釣魚台列嶼に対する主権主張を詳細に検討したが、納得することが出来ない。我が方の立場は下記10項目に集約し、その上で、事実関係を明白にすることがきわめて重要である。

我が方の主権主張

1. 中国の明朝が最初、釣魚台列嶼を発見、命名、使用した。

- 中国人が15世紀、上記の島嶼を発見、釣魚台（魚を釣る台）、黄尾嶼（黄色の尾）、赤尾嶼（赤あ色の尾）と名付け、その豊富な魚源を有する海域で、その後台湾の漁民がよくこへ漁に来た。
- 中国人は上記の島嶼を琉球王国（現在の沖繩）と往来する海上の標柱としていた。
- 上記の島嶼は中国明朝時代の海岸防衛体系に納められる。

2. 釣魚台列嶼は台湾と一緒に中国清朝時代の領土となる。

- 中国清朝が琉球に派遣した冊封使が書いた「使琉球録」には上記の島嶼を「中国と他国を隔てる境界」内にあると記載している。
- 台湾の地方史文献には数回“釣魚島は十数艘の大船を停泊させることが出来る”と記録し、また、台湾府の噶瑪蘭厅（現在の宜蘭県）の管轄下に置かれているとも記されている。その外に、乾隆12年（1747年）范咸が書いた「重修台湾府志」や乾隆29年（1764年）余文儀が書いた「続修台湾府志」、咸豐2年（1852年）陳淑均が書いた「噶瑪蘭厅志」及び同治11年（1872年）周懋琦が書いた「全台湾録説」などがある。

3. 中日爆發甲午戰爭期間(1894年8月至1895年4月), 釣魚臺列嶼在1895年1月14日被日本明治政府竊占。

- 今日, 日本政府宣稱「自1885年以來, 日本政府透過沖繩縣當局等途徑在尖閣諸島再三進行實地調查, 慎重確認尖閣諸島不僅為無人島, 而且沒有受清朝統治的痕跡。遂於1895年1月14日以内閣決議方式, 正式兼併這些島嶼」。
- 然而, 依據從明治時期官方檔案找出的文件可以證明, 日本明治政府其實瞭解釣魚臺列嶼在1885年是清朝所屬的領土。
- 1885年10月, 日本第一次實地調查之後, 外務大臣井上馨及外務省公信局局長淺田德則描述釣魚臺列嶼為「接近清國國境...臺灣近傍之清國所屬島嶼」, 且「此時倘公開建立國標, 無疑將招致清國猜疑」。
- 1885年11月, 沖繩縣令西村捨三也在公文中證實: 「此事與清國不無關係, 倘生意外, 將不知如何應對, 殷盼指示」。
- 九年後, 1894年5月, 沖繩縣知事奈良原繁致函內務省, 確認自1885年以來, 未再進行實地調查。
- 1894年8月, 中日甲午戰爭爆發, 9月17日日軍擊敗中國北洋艦隊。10月24日日軍跨越鴨綠江入侵中國, 11月21日佔領旅順。
- 1894年12月, 日本內務省認為兼併釣魚臺列嶼「涉及與清國交涉... , 但今昔情況已殊」。

- 上述の公文書記録は中国清朝時代が上記の島嶼を長期間絶えることなく台湾の一部として支配していたことを証明するものである。

3. 釣魚台列嶼は日清戦争中(1894年8月から1895年4月まで)、1895年1月14日、日本明治政府に窃取された。

- 今日, 日本政府は「1885年以降、再三にわたり現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、1895年1月14日の閣議決議案によって正式にわが国の領土に編入することとしたものである」と唱えている。
- しかし、明治時代の役所が保管した公文書によると、明治政府は1885年には中国が釣魚台列嶼を所有していたと認定している。
- 1885年10月、最初の現地調査が終了された後、井上馨外務卿と浅田德則外務省公信局長が、釣魚台列嶼は、「清国の国境に近く、...台湾の隣にある清国の所属する島嶼である」と述べ、また、「この際に遽に公然に国標を建設する等の処置有之候ては、清朝の疑惑を招く」と語った。
- 1885年11月、西村捨三沖繩県令が公文書の中で「この事は清国と関わる事が無きにしも非ず、若し、問題が起これば、いかに対処すべきか指示を仰ぎたい」と記載されている。
- 九年後の1894年5月、奈良原繁沖繩県知事が内務省に1885年以降、現地の再調査を行なったことは無いと報告した。

東シナ海和平イニシアチブを提

- 1895年1月14日、戦争還在進行中、日本以内閣秘密決議正式兼併釣魚臺列嶼。這項內閣決議是以「機密」等級標示，不僅違反國際慣例，且從未對外公開。

4. 中國在1895年割讓「臺灣全島及所有附屬各島嶼」給日本

- 中國在甲午戰爭戰敗，被迫在1895年4月17日與日本簽定《馬關條約》，將「臺灣全島及所有附屬各島嶼」割讓給日本。
- 釣魚臺列嶼本屬臺灣的一部分，因此日本取得這些島嶼唯一的法律基礎，就是《馬關條約》，而《馬關條約》在第二次世界大戰後就已經被廢止了。

5. 第二次世界大戰後的安排，使臺灣及其附屬島嶼回復到1895年前的法律地位

- 1943年《開羅宣言》明定「在使日本所竊於中國之領土，例如東北四省、臺灣、澎湖群島等，歸還中華民國，其他日本以武力或貪慾所攫取之土地，亦務將日本驅逐出境」。
- 1945年《波茨坦公告》明定，「《開羅宣言》之條件，必須實施」。
- 1945年《日本降伏文書》明白宣示接受《波茨坦公告》。
- 上述三項國際法律文件迄今對相關當事國依然有拘束力，包括美國、日本及中華民國。

6. 當釣魚臺列嶼在1895年被日本竊占時，是劃歸沖繩縣管轄並改變名稱

- 日本在1895年兼併釣魚臺列嶼並置於沖繩縣管轄，並在1900年將名稱改變為「尖閣諸島」。

- 1894年8月、日清戦争が勃発し、日本が9月17日、清国の北洋艦隊を惨滅した。10月24日には、鴨緑江を超え、清国に侵攻し、11月21日、旅順を占領した。
- 1894年12月、日本の内務省は釣魚台列嶼を併合するならば、“清国と交渉せねばならず…しかし、現在の状況は以前と大分変わっている”と言明した。
- 1895年1月14日、日清戦争中、日本は秘密の閣議決定により、釣魚台列嶼を秘密裡に併合した。その閣議決定は機密扱いとされ、このことは国際慣例違反であり、なお且つ公表されなかった。

4. 中国が“台湾とその付属の諸島”を1895年、日本に割譲した。

- 日清戦争で敗戦した後、中国は1895年4月17日、迫られて日本と下関条約に調印し、台湾とその付属の諸島を日本に割譲した。
- もともと釣魚台列嶼が台湾に付属する島嶼であるため、日本の法的権利の根拠は、この下関条約である。しかしながら、この条約は第二次世界大戦後、廃止された。

5. 第二次大戦以後の取り決めて釣魚台列嶼は1895年以前の法的地位を回復した。

- 1943年のカイロ宣言では“日本が中国人民から窃取した領土、たとえば東北四省、台湾、澎湖諸島等を中華民國に返還し、その他日本がその暴力及び貪欲により占取した土地から退去しなければならない”と明記されている。
- 1945年のポツダム宣言では、“カイロ宣言の諸条件は履行されるべきものである”と記されている。
- 1945年の日本の降服文書には、日本はポツダム宣言の諸条件を受諾すると記されている。

- 日本這些單方面行為，掩飾了釣魚臺列嶼為中國固有領土的真实身分，以致於第二次世界大戰後的戰後處置[如第(5)項所述之各項]並未完全執行。
- 當日本歸還臺灣給中華民國時，雙方沿襲了1945年日本殖民下的臺灣行政區劃，因此盟國(包括中華民國)對於無人居住的「尖閣諸島」事實上就是「釣魚臺列嶼」這一點，毫無所悉。

7. 自第二次世界大戰之後中華民國從未承認日本對釣魚臺列嶼的主權

- 依據中華民國並未獲邀簽署的1951年《舊金山和約》，因上述第(6)項所述的錯誤，該和約第三條誤將釣魚臺列嶼置於美國託管之下。
- 1952年，中華民國與日本在臺北簽署的《中日和平條約》並未包括上述1951年《舊金山和約》第三條的規定。

釣魚臺列嶼與彭佳嶼，在地質上與臺灣觀音山、大屯山一脈相承。(海巡署提供)

釣魚台列嶼と彭佳嶼は地質的に台湾の観音山、大屯山と一脈相通じる。(海巡署提供)

- 上述した三つの国際法律文件は今でも、関係諸国に対し拘束力があり、アメリカ合衆国、日本、中華民国(台湾)を含む。

6. 釣魚台列嶼は、1895年日本が窃取占領したとき、沖縄県の管轄下に置かれ、その後、改名された。

- 日本は1895年、釣魚台列嶼を沖縄県の行政管轄下に置き、その後1900年に「尖閣諸島」と改名した。
- 日本の一方面的な行動は、釣魚台列嶼がもともと中国固有の領土である事実を隠蔽し、それが上記の第5項で記述されている第二次大戦後の取り決めを未だに完全に執行されていない。
- 日本が台湾を中華民国に返還した時、双方ともに台湾の1945年の行政区画を踏襲し、その結果、中華民国側は、無人居住の「尖閣諸島」が事実、元来の釣魚台列嶼であることを知る由も無かったのである。

7. 中華民国は第二次大戦後、日本に釣魚台列嶼の主権があることを承認していない。

- 中華民国は1951年のサンフランシスコ平和条約の調印に招かれなかったため、上記の第6項に述べた錯誤により、当該条約第三条が誤って釣魚台列嶼をアメリカ合衆国の管理下に置いてしまった。
- 1952年に台北で調印された中華民国(台湾)と日本の中日平和条約はサンフランシスコ平和条約の第三条を含んでいなかった。

8. 自1945年至1971年止，釣魚臺列嶼係置於美國託管之下，而非日本管轄之下
 - 日本自稱有效管理釣魚臺列嶼超過一世紀之久，是誤導事實。
 - 在1971年之前，由於釣魚臺列嶼係置於美國託管之下，而非日本，因此當時中華民國並無向日本政府提出抗議之理。
9. 美國在1972年並未移轉釣魚臺列嶼主權予日本
 - 自1971年以來，美國一再重申將釣魚臺列嶼的行政權交予日本，並不構成主權的移轉。
 - 美國迄今仍然維持中立政策，並一再重申：對釣魚臺列嶼的最終主權，不採取任何立場。
10. 日本對釣魚臺列嶼的主權主張，在國際法上「自始無效」
 - 依據文明國家所承認的一般國際法原則，「一國不得以違法作為或不作為取得合法權利或資格」。
 - 日本對釣魚臺列嶼的主權主張，在國際法上「自始無效」，因為釣魚臺列嶼從來就不是「無主地」。

我們的提議：東海和平倡議

主權問題的解決頗為費時，但有些可以立即採取的步驟以降低緊張情勢及建立和平。

8. 釣魚台列嶼は、1945年から1971年まで、日本ではなく、アメリカ合衆国の管理下に置かれていた。
 - 日本が釣魚台列嶼を一世紀以上も行政管理をし続けた主張は事実を踏み外したものである。
 - 中華民国(台湾)が1971年以前、日本政府に抗議を申し込まなかったのは、釣魚台列嶼は、日本の管轄下にあるのではなく、アメリカ合衆国の管理下に置かれていたからである。
9. アメリカ合衆国は1972年に、釣魚台列嶼の主権を日本に移譲していない。
 - アメリカ合衆国は1971年より、再三にわたり釣魚台列嶼の施政権を日本に移譲したことは主権の移転に当たらないと言っている。
 - アメリカ合衆国は、釣魚台列嶼の主権問題については、中立政策を採り、主権の最終的帰属に関与しないという立場をとっている。
10. 日本の釣魚台列嶼に対する主権主張は、国際法上最初から無効である。
 - 文明諸国が公認する一般的な国際法の原則によれば、ある国が違法な作為或いは無作為によって合法的な権利または資格を得られないとする。
 - 日本の釣魚台列嶼に対する主権主張は、釣魚台列嶼は無主の地ではないので、国際法により、最初から無効である。

我が方の提案：東シナ海和平イニシアチブ

主権争議の解決には時間を要するが、しかしながら直ちに緊張緩和及び平和の樹立する手段を講じることが出来る。

一般而言，和平解決爭端的方式有下列四種：談判、調解、仲裁及訴訟。這些方式不必然互相排斥，但都得先從談判開始。

2012年8月5日，中華民國馬英九總統基於「主權無法分割，資源可以分享」的理念，提出一項二階段式的「東海和平倡議」。因此，本項和平倡議呼籲相關各方以對話取代對抗，經由協商以擱置領土爭議，建立「東海行為準則」以及共同開發資源。

第一階段：透過有意義的對話以擱置領土爭議

第二階段：經由合作開發共享資源

關鍵議題：

- 東海行為準則
- 共同養護及管理東海生物資源
- 共同探勘及開發東海非生物資源
- 共同進行海洋科學研究與海洋環境保護
- 共同就東海傳統安全與非傳統安全進行合作

長期而言，我們可以從「三組雙邊對話」（臺灣與日本、臺灣與中國大陸、日本與中國大陸）邁向「一組三邊協商」。

我們誠心盼望，美國政府及人民支持這項和平倡議。

一般的に争議を平和的に解決する手段は、對話、調停、仲裁、訴訟である。この四手段は相互排斥をすることなく、また全部、對話によって始められる。

中華民國の馬英九總統は2012年8月5日、二段階の東シナ海和平イニシアチブを提唱した。和平イニシアチブは「主権は分割出来ないが、資源は共に享受することが出来る」という構想の上に立っていて、関係諸国が対峙を對話で取って替わらし、領土権争議を對話によって棚上げし、東シナ海行動規範を樹立、資源の共同開発を行なうのを提議している。

第一段階：意義のある對話による領土権争議の棚上げ

第二段階：共同開発による資源の共有

重要議題

- 東シナ海行動規範
- 東シナ海の生物資源の共同保護と共同管理
- 東シナ海 of 非生物資源の共同探索と共同開発
- 海洋科学の共同研究と海洋環境の共同保護
- 東シナ海の通常型及び非通常型安全保障戦争を想定した軍事演習

長い目で見れば、我々は現存する三組の二者對話（台湾と日本、台湾と中国大陸、日本と中国大陸）から一組三者對話に持ち込むのである。

我が方はアメリカ合衆国政府及び人民がこのイニシアチブを支持してくれるのを心から願っている。



臺灣府志 卷之二

會厝坡白石頭大登南山邊嶺海賊尾或由劉武店至
金門料羅金龜尾安海東石每乘小漁船私上大船會
厝坡白石頭大登南山邊劉武店係水師提標營汛鎮
海岐尾係海澄營汛料羅東石金龜尾係金門鎮標營
汛安海係泉州城守營汛各汛亦有文員會同稽查
近海港口哨船可出入者只鹿耳門南路打鼓港打鼓
嶼後水甲北路鼓港港淡港小港小港龍八門其餘
如鳳山大港西溪墩港港港港通港港港港港港
冬月沙港至夏秋 大崑龍社港港港港港港港港港
漢溪船始可行 大崑龍社港港港港港港港港港
沙溝歐汪港有袋漢草港尾幾羅橋鹽水港井水港入
於鹿港 鹿仔港水港水港水港水港水港水港水港水港
五六里 鹿仔港水港水港水港水港水港水港水港水港
入水東港牛馬大甲貓仔寮港後港中港竹塹南
嵌八里全給仔難可通杉板船臺灣州仔尾西港子灣
裏鳳山喜樹港萬丹港諸羅海翁橋蓬山港只容船仔
小船再鳳山岐後枋寮加六堂謝必盆龜鑿港大枋房
魚房港諸羅隸仔寮鎮今盡淤塞惟小魚船往來耳
山後大洋北有山名釣魚臺可泊大船十餘
坡閣可進杉板上

乾隆29年(1764年)余文儀「續修臺灣府志」記載臺灣所屬區域，包括「釣魚臺可泊大船十餘」(來源：國立臺北故宮博物院)

乾隆29年(1764年)余文儀が書いた「続修台湾府志」に台湾が管轄する区域を記載している。「釣魚島は十数艘の大船を停泊させることが出来る」と記されている。(台湾台北の国立故宮博物院提供)

外務省

内務省無治南長江木千之飯

明治廿七年五月十二日

沖繩縣知事 奈良原繁平

分三冊也(即餘卷)越了取長然一處後島ハ
三十八年沖縣屬警部ノ警出踏查セシメ以
度更定地 調査致リルハ的確報題及度得云
當時出風負ノ調査及用航船出雲丸船長報告
書ハ別紙ニ通り三月之末条男守ニ其畧圖相添
比段及町田各也

追ノ缺息ノ用エ旧記書類及我邦ノ属シ
証左ノ明文又ハ碑ノ傳授等ノ遺之古本
縣下ノ噴火時ノ八重山島ノ五過一渡航漢
理據等ノ文圖等ノ有之ニ余此段申上之也

1894年5月12日沖繩縣知事奈良原繁致函內務省縣治局局长江木千之，謂：「**自明治18年(即1885年)中，由(沖繩)縣屬警部派出的調查以來，期間未再進行實地調查**」。(來源：日本外務省外交史料館)

奈良原繁沖繩縣知事が内務省の江木千之県治局長に宛てた1894年5月12日付けの書簡で、沖繩県警が明治18年(1885年)に諸島を調査した後、後統の調査は行なわれなかったと書き送っている。(日本外務省外交資料館所蔵)



宜蘭蘇澳漁船(58艘)不畏巨浪，民國101年9月25日在海巡署艦艇的保護下，突破日本海上保安廳船艦水砲包圍，成功前進距釣魚臺2.1裡處。我海巡艦艇首度噴水回擊日艦，並警告日方退出中華民國海域。(路透社)

宜蘭縣蘇澳的漁船(58隻)が荒波を恐れず、中華民国101年9月25日海巡署艦艇の保護の下、日本海上保安庁巡視船と水柱の包囲を突破し、難なく釣魚台2.1海里にまで接近した。海巡署艦艇ははじめて日本の巡視船に噴水を以って迎撃し、中華民国の水域から退去せよと警告した。(ロイター通信社)



出版發行：中華民国外交部
版次：第1版 D5 / 中華民國101年11月
<http://www.mofa.gov.tw>

發行：中華民国外交部
版数：初版 第1刷 D5 2012年11月

THE WALL STREET JOURNAL



The Washington Post The New York Times
Los Angeles Times



民國97年6月16日保釣行動聯盟出海前往釣魚臺宣示主權，向前來戒護的我國巡防艦偉星號高舉國旗表示歡迎。(中央社)

中華民國97年6月16日に釣魚台保護行動聯盟が釣魚台へ出向き主権を宣言した際、警護に駆けつけた我が国の巡視船偉星艦に国旗を高く掲げ、歓迎の意を表した。(中央社)



自15世紀起，釣魚臺列嶼即為我國人所發現、命名及使用，明代已納入海防，清代以降，更納入臺灣的噶瑪蘭廳（今宜蘭縣）衝要，受其管轄，為臺灣附屬島嶼。（內政部提供）

15世紀から釣魚台列嶼は中国人に発見、命名、使用した。明朝以降、海岸防衛の一環として納められ、清朝以降、台湾の噶瑪蘭庁（現在の宜蘭県）の衝要として、その管轄を受け、台湾の付属島嶼となる。（内政部提供）